

鹿 児 島 県 公 報

平成23年12月 2 日（金）第2758号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇所月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 1
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 1
○保安林の指定	（森林整備課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い） 3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い） 3
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	（水産振興課取扱い） 3
○基本測量の実施	（監理課取扱い） 3
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 4
○公有水面の埋立ての免許	（河川課取扱い） 4
○土地区画整理事業の換地処分	（都市計画課取扱い） 7
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（6件）	（鹿児島地域振興局取扱い） 7
	（南薩地域振興局取扱い） 8
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（南薩地域振興局取扱い） 9
収 用 委 員 会 告 示	
○収用裁決手続開始の決定	（収用委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第1132号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8063	平成23年 11月22日	映 画	おねだり妻Ⅱ 夫に見られながら	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8064			厚顔無恥な恥母 紫の下着で	新日本映像		
8065			となりの人妻 熟れた匂い	オーピー映画		
8066			喪服姉妹 タップリ濡らして	新東宝映画		
8067			女開業医 世間知らずな性癖	新日本映像		
8068			和服姉妹 愛液かきまわす	オーピー映画		
8069			好きもの女房ハメ狂い	新東宝映画		
8070			アブノーマル体験 第六の性感	新東宝映画		
8071			母娘痴情 快感メロメロ	オーピー映画		

鹿児島県告示第1133号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24617	平成23年 11月22日	雑 誌	恋愛白書パステル 12月号 19625-12	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24618			無敵恋愛エスガール 12月号 08577-12	ぶんか社		
24619			上級恋愛ミント 12月号 04593-12	近代映画社		
24620			恋愛Revolutionラブレボ 12月号 19667-12	宙出版		
24621			コミックアムール 12月号 03801-12	サン出版		
24622			D a r i a 12月号 05839-12	フロンティア アワークス		
24623			漫画ばんがいち 12月号 18295-12	コアマガジ ン		
24624			COMIC ナマイキッ! 12月号 06909-12	竹書房		
24625			快楽天 12月号 13877-12	ワニマガジ ン社		
24626			図解でわかる日本の裏社会 MILLION MOOK 97 68463-97	ミリオン出 版		

鹿児島県告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町野崎字砂迫8135番，字下り山8173番3，知覧町厚地字扇山4689番
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアガーデン武町	鹿児島市武三丁目38-10	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16-1	土橋 苑子	平成23年12月31日	通所介護

鹿児島県告示第1136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアガーデン武町	鹿児島市武三丁目38-10	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16-1	土橋 苑子	平成23年12月31日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1137号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
みさき薬局	枕崎市住吉町45番地1	平成23年12月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1138号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成23年12月2日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成17年5月24日鹿児島県告示第822号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
日置市東市来町・日吉町区域 （江口漁業協同組合の地区）	(1) 主としてさし網漁業を営む漁業 (2) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (3) 合計総トン数10トン以上の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業 (4) 主としてごち網漁業を営む漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1139号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（航空レーザ測量による精密3D電子基盤情報作成）
- 2 作業の期間 平成23年11月25日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の地域 出水市、三島村（硫黄島）及び十島村（諏訪之瀬島）

鹿児島県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成23年12月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番1地先から同市志布志町志布志字見帰860番2地先まで	前 後	8.9～60.2 8.9～60.2	2,486.5 2,486.5
		志布志市志布志町安楽字渡口567番4地先から同市志布志町安楽字長迫2541番1地先まで	後	13.5～83.0	3,200.0
	大崎輝北線	曾於郡大崎町野方字出口3173番1地先から同町野方字後堀2810番7地先まで	前 前 後	10.0～12.5 11.5～13.0 11.5～13.0	153.0 143.5 143.5
		始良市加治木町反土字八幡領1457番5地先から1448番2地先まで	前	13.0～20.4	78.2
		始良市加治木町反土字八幡領1457番5地先から1448番1地先まで	後	16.0～34.0	78.2
	栗野加治木線	始良市加治木町反土字八幡領1457番5地先から1448番1地先まで	前	13.0～20.4	78.2

鹿児島県告示第1141号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 免許年月日
平成23年11月24日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
大島郡宇検村大字久志字セン間430番1から同大字生勝字尾ラ49番に至る間の土地に接する県道敷きの地先国有海浜地の地先公有水面
 - (2) 区域

ア 埋立区域 1

次の点83から点84までを以下の記載の順で順次直線で結んだ線及び点84と点83を直線で結んだ線により囲まれた区域

点83 四等三角点上尾ヲ（北緯28度17分34.0263秒，東経129度14分12.7866秒）（以下「基点」という。）から172度45分968.4メートルの地点

点82 点83から216度45分1.7メートルの地点

点81 点82から216度44分3.3メートルの地点

点80 点81から221度17分4.6メートルの地点

点79 点80から223度24分6.5メートルの地点

点78 点79から228度07分4.6メートルの地点

点77 点78から233度23分6.5メートルの地点

点76 点77から239度04分3.4メートルの地点

点75 点76から242度29分7.6メートルの地点

点74 点75から244度43分10.5メートルの地点

点73 点74から247度33分3.6メートルの地点

点72 点73から252度40分4.7メートルの地点

点71 点72から159度16分2.7メートルの地点

点70 点71から249度17分8.4メートルの地点

点69 点70から328度49分2.7メートルの地点

点68 点69から249度01分3.2メートルの地点

点67 点68から249度30分20.0メートルの地点

点66 点67から249度33分7.0メートルの地点

点65 点66から248度47分12.8メートルの地点

点64 点65から246度05分6.5メートルの地点

点63 点64から241度37分3.7メートルの地点

点62 点63から241度03分5.0メートルの地点

点94 点62から37度34分5.6メートルの地点

点93 点94から46度26分11.1メートルの地点

点92 点93から89度13分13.8メートルの地点

点91 点92から63度57分7.0メートルの地点

点90 点91から63度48分20.1メートルの地点

点89 点90から54度04分12.4メートルの地点

点88 点89から53度15分8.1メートルの地点

点87 点88から52度37分19.0メートルの地点

点86 点87から60度18分9.5メートルの地点

点85 点86から71度06分11.4メートルの地点

点84 点85から81度00分4.5メートルの地点

イ 埋立区域 2

次の点103から点102までを以下の記載の順で順次直線で結んだ線及び点102と点103を直線で結んだ線により囲まれた区域

点103 基点から171度21分916.3メートルの地点

点104 点103から189度06分10.4メートルの地点

点105 点104から188度35分4.2メートルの地点

点106 点105から189度48分4.5メートルの地点

点107 点106から192度19分7.3メートルの地点

点108 点107から193度52分8.1メートルの地点

点109 点108から195度25分5.7メートルの地点

点110 点109から199度14分3.5メートルの地点

点98 点110から204度46分4.2メートルの地点

点99 点98から320度58分6.6メートルの地点

- 点100 点99から21度42分4.3メートルの地点
点101 点100から17度40分20.4メートルの地点
点102 点101から17度38分8.7メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域 1 750.94平方メートル
埋立区域 2 193.79平方メートル
合計 944.73平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡宇検村大字久志字セン間430番 1 から同大字生勝字尾ラ49番に至る間の土地に接する県道敷きの地先国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点124から点125までを以下の記載の順で順次直線で結んだ線及び点125と点124を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点124 基点から183度12分1,078.2メートルの地点
点187 点124から38度36分1.8メートルの地点
点186 点187から31度28分22.8メートルの地点
点185 点186から34度25分7.8メートルの地点
点184 点185から35度42分7.4メートルの地点
点183 点184から38度45分7.7メートルの地点
点182 点183から44度22分10.4メートルの地点
点181 点182から47度03分3.6メートルの地点
点180 点181から50度00分10.6メートルの地点
点179 点180から50度02分3.1メートルの地点
点178 点179から44度30分9.2メートルの地点
点177 点178から43度20分7.3メートルの地点
点176 点177から51度19分5.7メートルの地点
点175 点176から55度13分4.7メートルの地点
点174 点175から57度50分4.2メートルの地点
点173 点174から65度35分3.8メートルの地点
点172 点173から70度12分6.4メートルの地点
点171 点172から76度37分6.7メートルの地点
点170 点171から78度29分1.3メートルの地点
点169 点170から80度20分13.9メートルの地点
点168 点169から75度08分6.8メートルの地点
点167 点168から72度23分5.7メートルの地点
点166 点167から65度58分7.1メートルの地点
点165 点166から60度29分7.6メートルの地点
点164 点165から55度56分6.5メートルの地点
点163 点164から56度50分4.9メートルの地点
点162 点163から56度50分12.2メートルの地点
点161 点162から55度32分7.2メートルの地点
点160 点161から56度48分12.8メートルの地点
点159 点160から53度34分3.7メートルの地点
点158 点159から48度39分3.6メートルの地点
点157 点158から34度51分6.3メートルの地点
点156 点157から26度42分5.2メートルの地点
点155 点156から22度13分3.1メートルの地点
点154 点155から20度57分6.1メートルの地点
点153 点154から19度12分6.1メートルの地点

点152 点153から17度13分6.1メートルの地点
点151 点152から14度18分6.7メートルの地点
点150 点151から11度11分45.8メートルの地点
点149 点150から10度50分4.2メートルの地点
点148 点149から10度38分6.3メートルの地点
点147 点148から11度35分2.6メートルの地点
点146 点147から13度21分2.5メートルの地点
点145 点146から18度40分2.5メートルの地点
点144 点145から23度59分6.1メートルの地点
点143 点144から31度29分3.7メートルの地点
点142 点143から36度21分5.0メートルの地点
点141 点142から42度01分3.7メートルの地点
点140 点141から46度13分7.8メートルの地点
点139 点140から54度25分4.8メートルの地点
点138 点139から63度14分5.3メートルの地点
点137 点138から73度26分6.2メートルの地点
点136 点137から79度29分15.1メートルの地点
点135 点136から174度17分9.1メートルの地点
点134 点135から212度18分40.7メートルの地点
点133 点134から191度16分80.9メートルの地点
点132 点133から205度52分30.1メートルの地点
点131 点132から205度52分7.8メートルの地点
点130 点131から235度01分37.9メートルの地点
点129 点130から249度37分75.9メートルの地点
点128 点129から239度53分24.1メートルの地点
点127 点128から226度02分24.1メートルの地点
点126 点127から216度17分33.8メートルの地点
点125 点126から273度43分19.6メートルの地点

(3) 面積

10,292.20平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

鹿児島県告示第1142号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、始良市から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年12月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 土地区画整理事業の名称

始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業

2 換地処分の年月日

平成23年11月24日

鹿児島地域振興局告示第81号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションひまわり 園	鹿児島市犬迫町 5407番地 2	社会福祉法人中 江報徳園	鹿児島市犬迫町 5407番地 2	中江 京子	平成23年 10月 1 日	同行援護

鹿児島地域振興局告示第82号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
泰山荘訪問介護	鹿児島市皆与志 町2261番 1	社会福祉法人松 和会	鹿児島市皆与志 町2261番 1	長柄 英男	平成23年 11月 1 日	同行援護

鹿児島地域振興局告示第83号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ション☆まえむ	鹿児島市吉野町 3264番地 6	有限会社前村興 産	鹿児島市吉野町 3264番地 6	前村 悦子	平成23年 11月 1 日	同行援護

鹿児島地域振興局告示第84号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
子ども家庭支援 センターゆめわ かば	鹿児島市吉野町 6063番地18	社会福祉法人麦 の芽福社会	鹿児島市川上町 680番地 3	清原 浩	平成23年 12月 1 日	児童デイ サービス

南薩地域振興局告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

居宅介護事業所 お元気ケアセン ター加世田	南さつま市加世 田村原二丁目17 番地 5	有限会社お元気 ケアセンター加 世田	南さつま市加世 田村原二丁目17 番地 5	橋本 弘樹	平成23年 12月 1 日	同行 援 護
-----------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------	-------	------------------	--------

南薩地域振興局告示第24号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成23年12月 2 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援施設 かせだフレンド ホーム短期入所 事業	南さつま市加世 田内山田2580番 地	社会福祉法人椎 原寿恵会	佐賀県鳥栖市平 田町3106番地23	中川原三和 子	平成23年 12月 1 日	短期入所

南薩地域振興局告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成23年12月 2 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援施設 かせだフレンド ホーム	南さつま市加世 田内山田2580番 地	社会福祉法人椎 原寿恵会	佐賀県鳥栖市平 田町3106番地23	中川原三和 子	平成23年 12月 1 日	生活介護 ・施設入 所支援

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成23年12月 2 日

鹿児島県収用委員会

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道226号改築工事（平川道路・鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市同町字瀧ノ下地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県鹿児島市平川町字大畦町	2730番 1	原野	雑種地	1,355	1,355.00	1,355.00

ただし、上記収用しようとする土地の持分4分の3は、起業者に属しているので収用の対象外とする。

- 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 （亡）外園甚四郎 法定相続人

平山田鶴子（持分907,200分の2,592）

大阪府豊中市大黒町一丁目 9 番 5 号

高須幸（持分907,200分の2,592）

大阪府吹田市江の木町17番20－308号

木場アキ子（持分907,200分の3,240）

大阪府東大阪市喜里川町15番26号

安武ひとみ（持分907,200分の810）

大阪府東大阪市喜里川町15番26号

木場剛司（持分907,200分の810）

大阪府東大阪市南四条町 2 番 4 号星光マンション305号

松井晴香（持分907,200分の405）

大阪府八尾市恩智南町二丁目136番地ビューハイム茶の木207号

伊藤貴子（持分907,200分の405）

大阪府東大阪市吉田三丁目14番16号 上川比登美方

山田洋美（持分907,200分の810）

大阪府大東市寺川一丁目13番903号

木場盛行（持分907,200分の6,480）

鹿児島市平川町3755番地

日高勝利（持分907,200分の6,480）

大阪府八尾市八尾木北三丁目154番地の 2

松元トキ子（持分907,200分の6,480）

鹿児島市平川町4535番地

原川エチ子（持分907,200分の6,480）

鹿児島県姶良市脇元956番地11

森田代里子（持分907,200分の7,776）

鹿児島市平川町3518番地

是枝タチ子（持分907,200分の10,560）

鹿児島市下荒田四丁目14番28号

井上忠（持分907,200分の5,280）

鹿児島市光山一丁目11番68号

川崎みどり（持分907,200分の1,760）

鹿児島市坂之上四丁目 8 番28号

中道あけみ（持分907,200分の1,760）

鹿児島市谷山中央三丁目4527番地 5（エイルマンション谷山中央503号）

山崎ひろみ（持分907,200分の1,760）

鹿児島市和田町1025番地51

外園均（持分907,200分の10,560）

鹿児島市平川町4011番地 2

外園久美子（持分907,200分の10,560）

鹿児島市平川町4599番地

村山千鶴子（持分907,200分の3,780）

鹿児島市平川町4570番地 2

西迫順子（持分907,200分の3,780）

鹿児島市平川町4570番地 2

外園ノブ（持分907,200分の7,560）

鹿児島市平川町4599番地

外園光信（持分907,200分の7,560）

鹿児島市平川町4912番地

岩元久子（持分907,200分の7,560）

鹿児島市下福元町2986番地

外園杉男（持分907, 200分の7, 560）

鹿児島市平川町4912番地

外園光子（持分907, 200分の3, 780）

鹿児島市平川町4166番地

外園湖枝（持分907, 200分の1, 890）

鹿児島市平川町4166番地

外園今日二（持分907, 200分の1, 890）

鹿児島市小松原一丁目53番10号（中央ビル302号）

南光穂（持分907, 200分の48, 480）

鹿児島市平川町2725番地

古川好子（持分907, 200分の45, 360）

福岡県久留米市原古賀町27番地 9 アーバンパレス六ツ門1203号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成23年11月15日